

(総則)

第 1 条 乙は、表記の期限に予定の路線、目的地への運送業務を履行しなければならない。

(乙の請求に係る期限の延長)

第 2 条 乙は、表記の期限又は予定の路線、目的地への運送義務を履行できないときは、遅滞なくその理由を甲に届け出なければならない。

(天災地変等に係る期限の延長等)

第 3 条 乙は、天災地変、天候不良等その責めに帰すことができない理由により、表記期限又は予定の路線、目的地への運送ができないときは、その理由を詳記して、甲に期限の延長及び予定の路線、目的地の変更の願い出を甲にすることができる。この場合甲は、その願い出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

(仕様及び運送基準)

第 4 条 乙は、運送契約の履行に当たっては別添の旅客及び貨物「運送追加約款」によるものとし、明示されていない事項でも性質上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行する。

(委任の禁止)

第 5 条 乙は、この運送契約について、全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。ただし運輸機関等で旅行をサービスとする旅行業者（運輸大臣登録一般（法人）旅行業として許可登録されているもの）については除く。

(検査及び運行検査)

第 6 条 乙は、運送契約を履行したときは、直ちに運行完了届を提出して甲の定める検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときをもって運送契約の履行を完了したものとする。

(検査処理)

第 7 条 前条第 1 項に定める検査の結果不合格と決定したときは、原則としてこれを契約不履行とみなす。

(減価採用)

第 8 条 前条の不合格といえどもその不履行の程度が軽微で甲が事業上支障がないと認めたときは、契約金額を減額して採用することがある。

(危険負担等)

第 9 条 運送中の目的物（物品等を対象とする。）に損害を与えたときは、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失によって生じたときは、この限りでない。

2 乙は、自動車運行の際に故意又は過失によって甲の乗員の生命又は身体を害したとき、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

ただし、甲の故意又は重大な過失のあったこと、並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したとき、天災地変、その他避けることのできない非常災害によるときはこの限りでない。

3 乙は、自動車損害賠償保障法第 5 条の保険契約を締結した自動車を使用しなければならない。

4 甲は、第 2 項の損害に対して、乙の賠償限度額を越えて補償を要するときは、乙を通じて乙の指定する保険会社に損害賠償額の支払を請求することができる。

(契約代金の支払)

第 10 条 契約代金は、甲が運送の確認又は検査を終了した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日（以下「約定支払期間」という。）以内に支払うものとする。ただしその請求書の内容が乙の故意又は重大な過失により不当であるときは、当初より適法な支払請求書の提出がなかったものとみなす。

2 甲が、乙から支払請求書を受理した後その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲はその理由を明示しその請求書を乙に返付することができる。この場合当該請求書を返付した日から乙の是正した支払請求書を甲が受理した日までの期間は約定支払期間に算入しないものとする。

(甲の支払遅延による遅延利息)

第 11 条 甲は、約定支払期間内に契約代金を支払わない場合、又は保証金を還付しない場合は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。この場合において、次項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときはその全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

2 遅延利息の額は、約定時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額とする。ただし、約定支払期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由によるときは当該理由の継続する期間は約定支払期間又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

（契約内容の変更及び中止）

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は運送の中止を求めることができる。

（契約保証金の増減及び還付）

第 13 条 契約保証金（以下「保証金」という。）は、契約金額の変更によりこれを増減し、又は契約履行の程度によりその半額以内を環付することがある。ただし、契約金額に変更があった場合、既納保証金が未払契約金の 10 分の 1 以上になるときは、更に納付を要しないものとする。

2 保証金は、甲が運送の確認又は検査を終了した後乙からの請求により還付するものとする。

（甲の催告による解除権）

第 14 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。ただし、その期日を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 期日に予定の路線、目的地への運送契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認められるとき。

（2） 契約締結後において、乙が道路運送法第 6 条の 2 の規定に該当するとき、又は同法の関係規定に反したとき。

（3） 前 2 号に掲げる場合のほか乙又はその代理人がこの契約事項に違反し、その違反により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

（4） 大田区契約事務規則第 6 条及び第 7 条の規定に該当するとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、保証金

は甲に帰属する。免除その他により保証金の納付がないとき、又は、その金額が契約金額の 100 の 10 に満たないときは、乙は契約金額の 100 分の 10 相当額又はその不足額を違約金として納付しなければならない。ただし、大田区契約事務規則第 6 条の規定に該当し、又は正当の理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲はこの規定を適用しないことがある。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合、甲は履行部分に対して甲が相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることもある。その他のものは、乙は、遅滞なく引き取らなければならない。

4 前 2 項の規定は、乙の責めに帰すべき理由によって履行不能となった場合についてもこれを準用する。

5 本条の契約解除は、第 11 条の規定による遅滞違約金の徴収を妨げないものとする。

（甲の催告によらない解除権）

第 14 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

（1） 第 20 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

（2） 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

（3） 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4） 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（5） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

（6） 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（7） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとし

て私的独占の禁止及び公正の取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき又は排除措置命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。

（8） 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（9） 第 16 条第 1 項の規定によらないで契約解除の申出があったとき。

（10） 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第 15 条 甲は、契約の履行がなされない間は第 14 条第 1 項及び第 14 条の 2 第 1 項に規定する場合のほか、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において甲は、乙の請求により既に実施した運送料金を支払いかつ保証金を還付するものとする。

（乙の解除権）

第 16 条 乙は次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

（1） 第 12 条の規定による履行の中止期間が 3 か月上に及ぶとき。

（2） 甲が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項により契約を解除した場合に準用する。

（賠償の予定）

第 17 条 乙は、この契約に関して第 14 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 8 号のいずれかに該当するときは、甲が

契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。ただし、同項第 8 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

第 18 条 契約締結後において賃金又は物価の変動により契約金額が著しく不当となった場合は、その実情に応じて、甲は乙と協議のうえ契約金額を変更することがある。

（支払代金の相殺）

第 19 条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

（債権の譲渡等の禁止）

第 20 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（支払場所）

第 21 条 甲は、本契約に基づく債務の支払場所を、大田区会計管理室とする。

（遅延利息支払の免責）

第 22 条 乙は、約定支払期間内に契約金額を受領するものとする。ただし、甲において支払通知をしたにもかかわらず乙の責めに帰すべき理由により約定支払期間内に契約金額の支払ができないときは、甲は、遅延利息を支払わないものとする。

（契約外の事項）

第 23 条 乙は、契約条項のほか、道路運送法をはじめとする関係法令及び大田区契約事務規則の規定を遵守し誠実にこれを履行しなければならない。

（管轄裁判所）

第 24 条 この契約に関する訴訟については、大田区役所の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所と

する。

(基本的人権の尊重)

第 25 条 乙は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図らなければならない。

(労働環境の確認に関する要綱の遵守)

第 26 条 乙は、「大田区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱」を遵守しなければならない。

(補 則)

第 27 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

契約の証として本証 2 通を作成し、甲、乙、各 1 通を保管する。